

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月22日

名古屋市長職務代理者
名古屋市副市長 中 田 英 雄

名古屋市条例第49号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 5 号イ中「第10条第 1 項」の次に「又は第10条の 2」を加える。

別表中

「

こ も ろ 荘	中川区富田町大字千音寺
------------------------	-------------

を
」

「

こ も ろ 荘	中川区千音寺一丁目
------------------------	-----------

に、
」

「

千　音　寺　荘	中川区富田町大字千音寺・大字服部
---------	------------------

を
」

「

千　音　寺　荘	中川区千音寺五丁目
---------	-----------

に、
」

「

西　尼　ヶ　塚　荘	中川区富田町大字千音寺
-----------	-------------

を
」

「

西　尼　ヶ　塚　荘	中川区千音寺一丁目
-----------	-----------

に、
」

「

宮　　　田　　　荘	中川区新家一丁目
-----------	----------

を
」

「

宮　　　田　　　荘	中川区赤星三丁目 中川区新家一丁目
-----------	----------------------

に改
」

める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。